

東京都観光事業審議会条例(昭和 2 8 年東京都条例第 2 号)第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

東京都知事 小池 百合子

記

1 諮問事項

新たな観光産業振興プランの策定に当たり意見を求める。

2 諮問の趣旨

都は 2024 年 2 月、「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026」を策定し、復活した観光需要の積極的に取り込みや観光における持続可能性の確保、観光産業の基盤の強靱化を基本方針として示した。その後、2025 年 3 月に策定した都政の新たな羅針盤である「2050 東京戦略」において、「訪れるたびに新しい体験や発見がある、世界を惹きつける東京へ」を 2050 年代のビジョンとして掲げ、観光振興に取り組んできた。

近年、東京を訪れる外国人旅行者の数やその消費額は過去最高を記録しており、世界における観光都市としての評価も高まっている。一方で、観光産業を支える民間事業者等においては人材不足など経営に関する課題が顕在化している。

また、激動の国際情勢や変化の速い社会の動向を踏まえつつ観光産業を持続的に成長、発展させていくためには、旅行者の誘致と受入体制の整備など、様々な面でバランスの取れた観光振興施策の展開が不可欠である。特に、旅行者の増加に伴う影響や課題に対して適切に対応する上では、観光関連事業者や区市町村等と連携して、観光と住民の生活環境との調和に一層取り組んでいくことも重要である。

こうした様々な状況や課題に加え、施策を財政面から支える宿泊税の見直しも踏まえながら、世界最高の観光都市としての地位を確立するために、都は効果的な施策を講じていく必要がある。

そのため、来年度からの 4 か年計画として、新たな観光産業振興プランを 2026 年度中に策定することとする。このプランを戦略的で実効性が高いものとするためには、観光産業の発展を担う地域社会や観光関連団体、観光に関する知見を有する者の意見や要望を十分に反映し、行政と民間の力を結集する必要がある。

このような認識の下、新たなプランの策定に当たり貴審議会の意見を求めるものである。